

事業者の皆様へ

コンプライアンスの取組にご協力ください！

国総研では、入札契約の適格性・透明性を確保するため、「発注者綱紀保持規程」「コンプライアンス推進計画」を策定するなど、発注者綱紀保持及びコンプライアンスの推進に努めております。

今後も引き続き、皆様のご理解・ご協力をよろしく意願いたします。

1. 事業者の皆様との応接について

- ・原則として受付カウンターなどオープンな場所で複数の職員で対応することとしております。
- ・入札契約に係る秘密情報の管理を徹底するため、執務室への自由な出入りを制限させていただいております。

2. 「不当な働きかけ」の記録・公表について

- ・入札契約の公平・公正性、透明性を確保するため、事業者などから当局職員に対して次に掲げるような「不当な働きかけ」が行われた場合は、その内容を記録し、公表することとしています。
(発注者綱紀保持規程第14条)

事業者等の競争入札への参加または不参加に関する要求行為
事業者等の受注または非受注に関する要求行為
非公開または公開前における予定価格または低入札価格調査制度の調査基準価格(これらを推測できる金額を含む。)に関する情報漏洩要求行為
入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
そのほか事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながる恐れがある要求行為

「不当な働きかけ」とは

3. 倫理保持にかかる協力依頼

・法令により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。

- ・金銭や物品の贈与
- ・酒食等のもてなし(接待)
- ・車での送迎など、無償でのサービス提供
- ・一緒に麻雀等の遊戯、ゴルフ、旅行をすること
- ・無償での物品、不動産の貸し付け など

[リーフレット](#)

4. 問合せ等

・国総研では、発注者綱紀保持及び国家公務員倫理法などのコンプライアンスの遵守に取り組んでおりますが、職務上職員が行った行為でコンプライアンスに疑義が生じた案件がありましたら、以下の窓口にご相談ください。

行政相談に係る案件（服務、ハラスメントに関する案件も含む）

国総研 総務課(つくば庁舎) 029-864-2211 nil-inquiry@gxb.go.jp

管理課(横須賀庁舎) 046-844-5006 y.sk.nil-46cp@gxb.mlit.go.jp

発注者綱紀保持など法令に違反するような案件

公益通報窓口(国土交通本省) 03-5253-8124

<https://www.mlit.go.jp/appli/file000017.html>

国家公務員倫理に関する案件

人事院 rnrmail@jinji.go.jp